

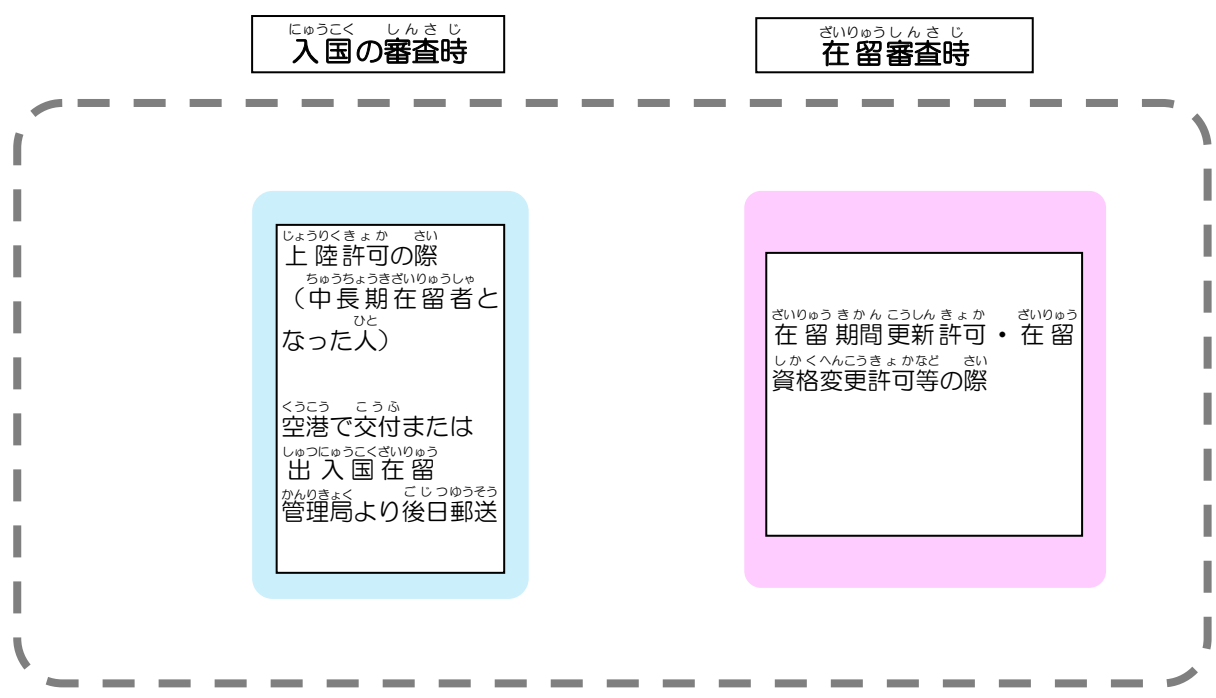
IV 在留管理制度・外国人住民基本台帳制度・結婚・離婚

IV-1 在留カード

在留カードは、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人に交付されます。在留カードを交付される「中長期在留者」とは、次のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3カ月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

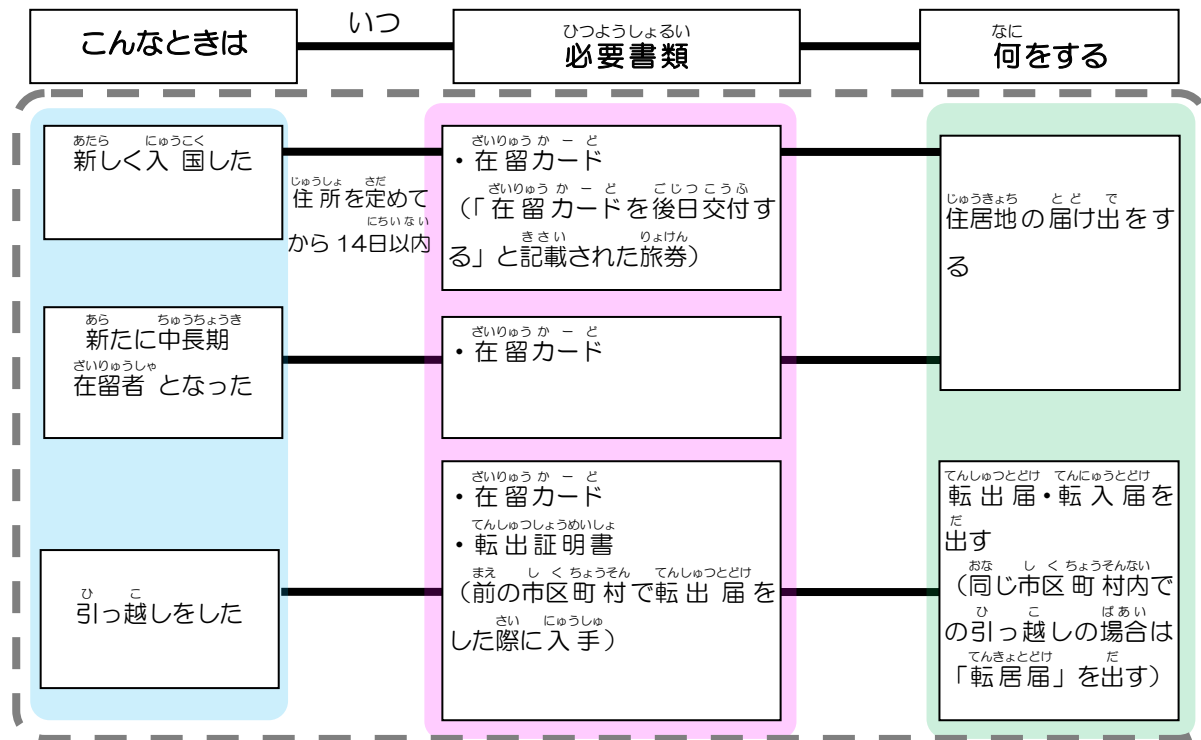
1. 在留カード交付



在留カードは新規に上陸許可を受けた場合、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの時に交付されます。

在留カードはいつも携帯しなければいけません。警察官などから提示を求められた場合は、見せる必要があります。ただし、16歳未満の方は在留カードをいつも携帯する必要はありません。

2. 市区町村での手続き

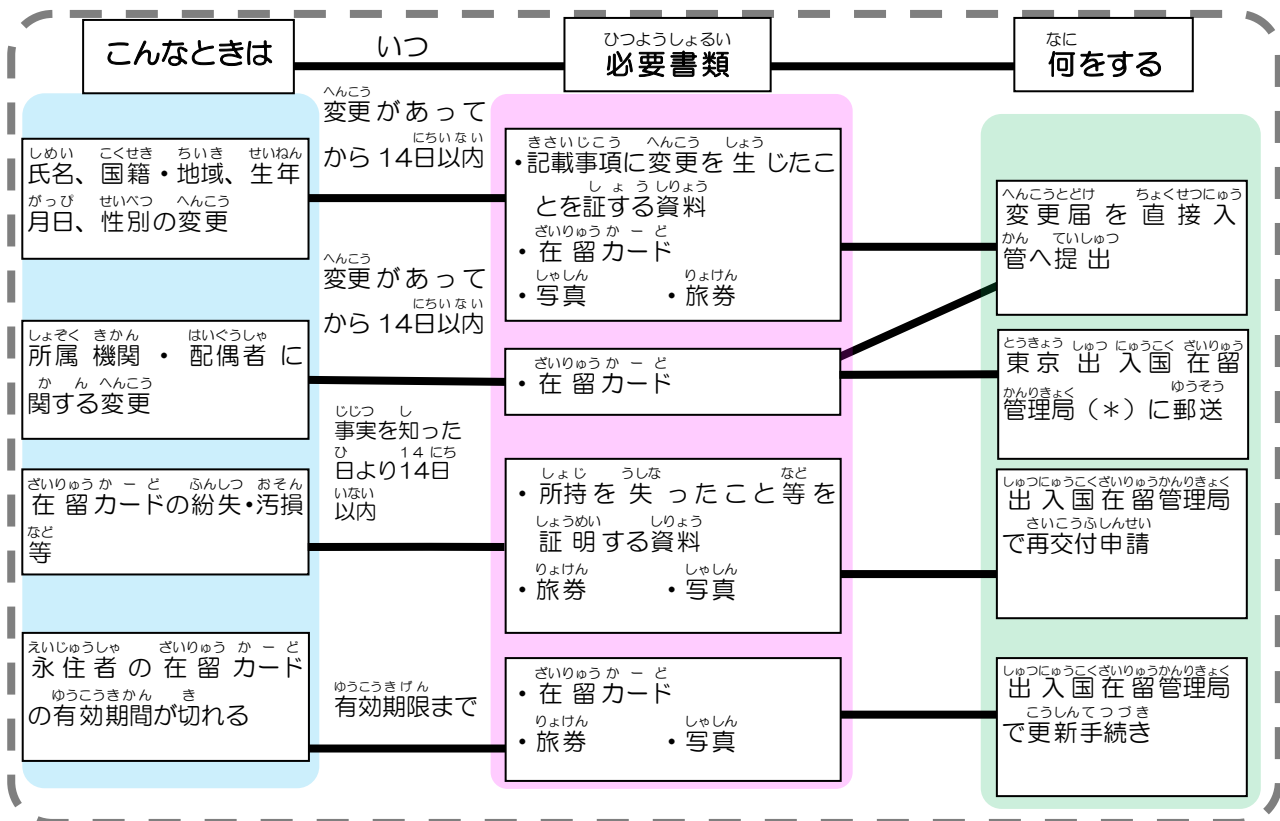


関西空港、成田空港、羽田空港、中部空港、新千歳空港、広島空港、福岡空港では、上陸許可により、中長期在留者になった場合は、在留カードが交付されます。その他の空海港などから入国する場合は、あなたが住居地を市区町村に届け出をしてから在留カードがあなたの所に郵送されます。

在留カードには、顔写真、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、住居地、在留資格、在留期限、就労制限の有無、資格外活動許可を受けている時はその旨が記載されます。このうち、住居地に関する手続きは市区町村に届出をします。

新しい町へ引っ越しをする場合は、前の市区町村の役場で転出届を行い、その後、新任居地に移転した日から14日以内に新しい市区町村で転入届を行います。その際、在留カードと一緒に転入・転居届をすれば、出入国在留管理局へ住居地変更の届出はする必要はありません。

3. 地方出入国在留管理官署での手続



(1) 変更の届出

在留カードに記載されている事項のうち、氏名、国籍・地域、生年月日、性別が変わった場合は14日以内に直接出入国在留管理局に届出をします。この場合は、新しい在留カードが交付されます。あなたが、「技術・人文知識・国際業務」など就労をするための在留資格を持っている場合や、「留学」など学ぶための在留資格を持っている場合で、所属する機関（雇用先、学校など）が変わった場合は14日以内に変更の届出を直接出入国在留管理局で行うか、東京出入国在留管理局で(*)に郵送します。もしあなたが配偶者として「家族滞在」、「日本人の配偶者等」などの資格で在留しており、配偶者が死亡したり離婚した場合も、同様に14日以内に届出をします。

(*) 送付先 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

(2) 在留カードの再交付

在留カードを失くしたり、盗難などにあった場合は、警察署や消防署からの証明書を持って、14日以内に直接入管で再交付を申請します。

(3) 永住者等の在留カード更新

在留カードの有効期間の更新申請については、16歳以上永住者の人又は高度専門職2号の在留資格の人は有効期間が終わる2カ月前から、16歳未満の人で在留カードの有効期間が16歳の誕生

日となっている人は、16歳の誕生日から6カ月前から申請できます。16歳以上の永住者以外の
中長期在留者の方の在留カードは在留期間の満了日まで有効です。

4. 外国人住民に係る住民基本台帳

外国人の方も住民基本台帳に記載されています。住民票には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主
の氏名などの他、国籍・地域、在留資格、在留期間などが記載されます。また、在留カードには通称名
は記載されませんが、住民票には通称名を記載する欄があります。「住民票の写し(または住民票
記載事項証明書)」が交付されます。

住民票は、観光などの短期滞在者などを除いた適法に3カ月を超えて日本に在留する外国人で、
居住地がある人に対して作成されます。中長期在留者など下記の人は住民票が作成されます。

1. 中長期在留者
2. 特別永住者
3. 一時庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生または国籍喪失による経過滞在外者

日本国籍を持たない子どもを出産した場合は、出生から14日以内に出生届を出します。それによ
り、居住地の市区町村で「出生による経過滞在外者」として住民票が作成されます。この経過滞在外期間
の60日を超えて日本に在留する場合は、出生から30日以内に出入国在留管理局で在留資格の
取得を申請します。この在留資格取得の許可を受け、中長期在留者となれば、出入国在留管理局で
在留カードが交付されます。

5. マイナンバー制度

個人番号(マイナンバー)は12桁の数字からなり、日本に住民票がある人全てに与えられます。
マイナンバーは一人一人異なる番号で、原則一生同じ番号を使うことになります。日本国内の社会保障、
税、災害対策の分野で利用されます。日本で初めて住民票が作られてから、2、3週間すると住民票
の住所宛てにマイナンバーの通知書(「通知カード」)が郵便(簡易書留)で届きます。また希望者には
「個人番号カード(マイナンバーカード)」が交付されます。「通知カード」(紙製、写真無)や
「マイナンバーカード」(ICカード、写真有)ともに、「住所」や在留カード上の「氏名」等が変更にな
った場合は14日以内に市町村の窓口で、カードに新しい情報を記載してもらう必要があります。ま
た、在留期間の更新などで在留期間が変更された場合、マイナンバーカードの有効期間の変更手続きも
必要です。マイナンバーカードの有効期間更新手続きは、カードに記載された有効期間満了日の3カ月前
から申請できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル(英語、中国語、韓国、スペイン語、ポルトガル語対応)

* 通知カード、マイナンバーカード、紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止 ☎01
20-0178-27

* マイナンバー制度、マイナポータルに関すること ☎0120-0178-26

(英語以外の言語については、平日午前9時30分~午後8時までの対応。)

URL <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

IV-2 在留手続

1. 再入国許可（日本を一時離れるとき）

在留期間内に一時的に日本を離れる場合、再び日本へ入国するため再入国許可を取得することができます。許可には最長5年間有効（ただし在留期間の有効期間を超えないこと）の一回再入国許可と数次再入国許可があります。なお、在留資格「短期滞在」で在留されている方は、再入国許可の対象にはなりません。提出書類は次のとおりです。

- ① 再入国許可申請書（出入国在留管理局での窓口にあります。）
- ② 在留カード（⇒IV-1）
- ③ パスポート
- ④ 収入印紙3,000円分（1回許可）もしくは6,000円分（数次許可）

再入国許可は通常即日発行されます。府内での手続きは、大阪出入国在留管理局で受け付けています。

「みなし再入国許可制度」が導入され、有効なパスポートと在留カードを持つ外国人の人が、出国後1年以内に同じ活動をするために再入国する場合は、再入国許可を受ける必要はありません。この制度を利用する場合、出国する時在留カードを提示する必要があります。

2. 在留期間の更新

あなたが今許可されている日本での滞在には通常、期限があります。その期限を延長して同じ活動を続けたい場合、更新申請をして許可を得る必要があります。申請は期限が満了する3カ月前から行えます。必要書類は次のとおりです。

- ① 在留期間更新許可申請書（出入国在留管理局での窓口にあります。）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ これまでおよびこれからの在留活動を証明する文書（在留資格によってそれぞれ異なりますので、詳細は外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせ下さい。法務省出入国在留管理庁でのホームページでも案内しています。）
- ⑤ 写真

許可

書類等により審査が行われ、在留が認められるかどうか決定されます。申請をした時点で在留カードの裏面に申請中である旨の記載がされます。許可になれば、中長期在留者の場合は、在留カードが交付されます。

3. 在留資格の変更

あなたが今許可されている在留資格での活動と異なる在留資格での活動を行う場合、在留資格の変更を申請します。一旦日本を出国することなく、別の在留資格へ変更することができる制度です。資格の変更を必要とする事柄が生じた時から在留期限が切れるまでの間に手続きしてくだ

さい。

必要書類は変更しようとする在留資格により異なりますので、外国人在留総合
インフォメーションセンターに問い合わせてください。下記ホームページでも案内しています。

URL http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html

(日本語のみ)

4. 資格外活動許可

あなたが与えられている在留資格の活動で許可されていない仕事をするとな不法就労となります。
たとえば留学生がアルバイトをする場合には、この「資格外活動許可」が必要です。実際にあなたが
アルバイトなどを始める前に出入国在留管理局で許可を受けてください。

新規に入学する人で、「留学」の在留資格が決定された人(ただし、「3カ月」を超える在留期間
が決定された方のみ)には、入国時の空海港で「資格外活動許可」を申請することができるように
なりました。

必要書類

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 在留カード
- ③ パスポート
- ④ 活動の内容を証明する文書

IV-3 結婚

国際結婚の手続きの流れ

日本人と外国人の結婚

外国人と外国人の結婚

日本人は日本の法律に定められた婚姻条件を満たしていること。外国人は本国での婚姻条件を満たしていること

婚姻成立の要因は国によって異なるので、在日公館に問い合わせ、手続きをする。
日本の市区町村の役所で婚姻手続きをする場合は、市区町村の役所に問い合わせる。

- | | |
|---------------|--|
| <p>用意する書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> 婚姻届（市区町村の役所で入手、成人の証人2名の署名と捺印が必要） 戸籍謄本（日本人） 婚姻要件具備証明書またはそれに代わる文書（外国人） パスポートなど（国籍を証明するもの） |
|---------------|--|

用意する書類は出身国により異なるので市区町村で確認する

結婚する当事者二人のどちらかの住所があるところ、または日本人の本籍地の市区町村の役所に届出

受理されると日本国での結婚が成立

その場で婚姻届受理証明書を発行してもらう。

外国人は本国での婚姻手続きをする。
〔国によって手続き方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認する。〕

受理されると本国での結婚が成立

配偶者として在留資格の変更を希望する人は、所轄の出入国在留管理局へ相談を。

1. 日本人と外国人の結婚

日本で日本人と結婚する場合、市区町村役場に届出を行います。日本人は日本の法律で定められた結婚の条件を、外国人はその国の結婚の条件をすべて満たさなければなりません。以下の書類が必要です。

1. 戸籍謄本又は抄本（日本人）
2. パスポート（国籍を証明するもの）
3. 自国の大使館または領事館発行の婚姻要件具備証明書やそれに代わる文書（日本語で作成されていないものには訳者の住所氏名捺印のある訳文の添付のあるもの）
4. 婚姻届（窓口にあります。届出には20歳以上の証人2名の署名、捺印が必要です。また届は日本語で記入して提出しなければなりません。）

日本で成立した結婚は本国への届出も必要です。その際には「婚姻届受理証明書」が必要になるので、届出をした市区町村役場で発行してもらってください。本国への手続きは国により異なりますので、自国の大使館や領事館（付録区-5）で確認してください。結婚は届が受理された日から有効となります。

2. 外国籍の人同士の結婚

外国籍の人同士で日本の法律に基づいて結婚することは一定の条件のもとで可能です。ただし、その結婚がそれぞれの本国で有効なものとして取り扱われるとは限りませんので注意が必要です。結婚の届出の手続きについては自国の大使館または領事館（付録区-5）と届出をする日本の市区町村（付録区-1）で問い合わせて下さい。

3. 在留資格の変更

日本人と結婚して日本人配偶者としての在留資格へ変更をする場合、また、外国人同士の結婚でも、配偶者としての在留資格へ変更する場合、外国人在留総合インフォメーションセンター（付録区-2）で問い合わせて下さい。

4. 在留カード記載内容の変更

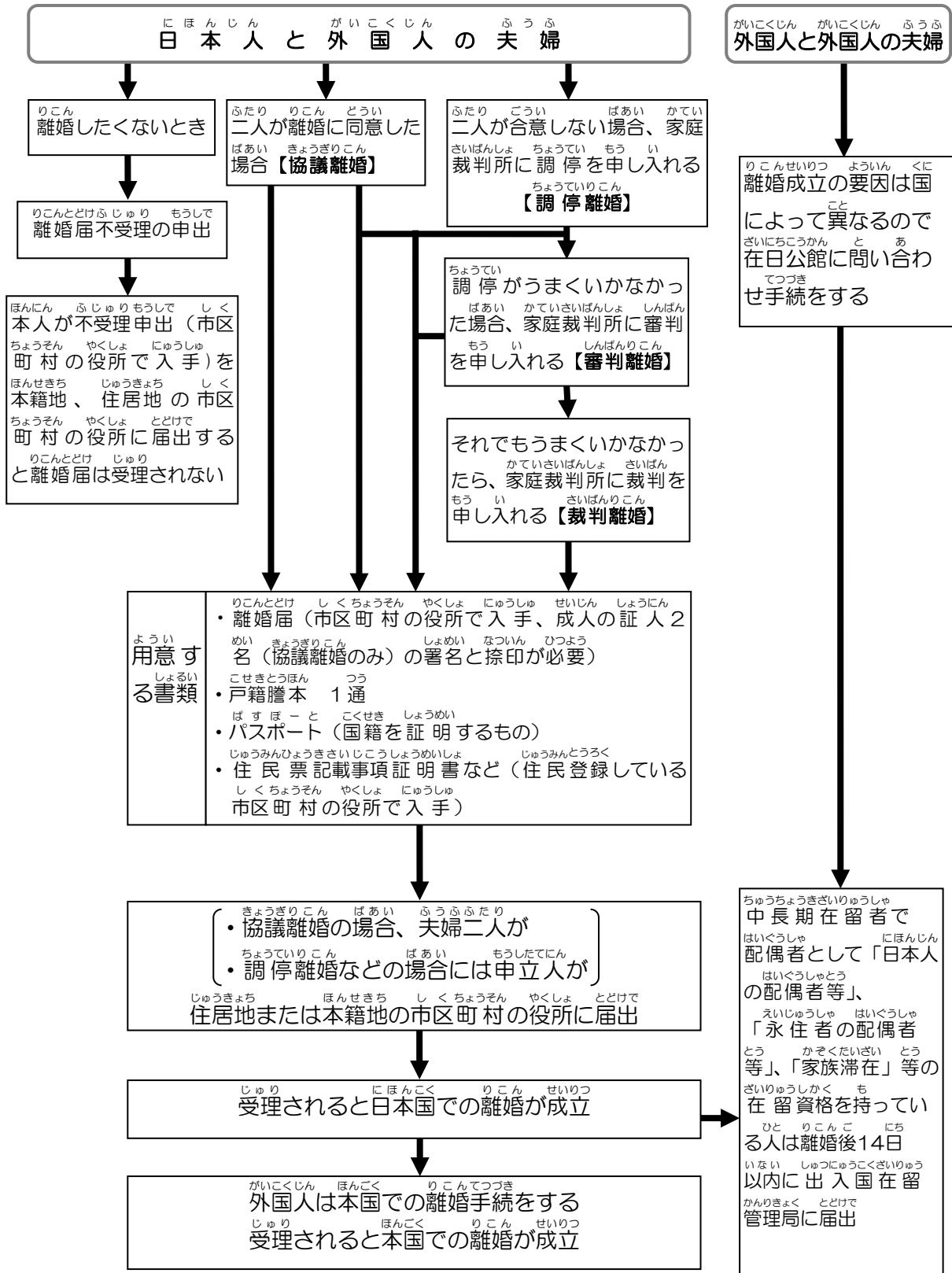
結婚で名前が変更する場合は、出入国在留管理局へ、また住居地に変更があれば市区町村へ変更を届け出ることが必要になります。（付録区-1）

5. その他の変更

結婚すると税金、年金、健康保険、職場での手当の面で今までの取り扱いとは異なる場合がありますので、勤務先の担当者に相談してください。

IV-4 離婚

国際結婚の場合の離婚手続きは、法律関係が複雑な場合があります。日本での手続きで離婚が成立しても、あなたの本国では有効と認められないことがあります。ここでは、日本の法律で離婚する手続きについての一般的な説明にとどめます。



1. 離婚するとき

夫婦のどちらか一方が、日本に居住する日本人であり、夫婦両方が離婚することを同意すれば、日本の法律により離婚することができます。日本では、夫婦が離婚に合意のうえ離婚届を市区町村役場に提出し、受理されることで成立する「協議離婚」、家庭裁判所が関与して成立する「調停離婚」、「審判離婚」、「裁判離婚」があります。日本でだけ離婚手続きをして、本国の離婚手続きをしていないと、本国では結婚が続いていることになっていることもあり、トラブルの原因になりますので、本国でも離婚を成立させる手続きを行ってください。

夫婦ともに外国籍の場合は、離婚に必要な要件や手続きが国によって異なりますので、それぞれの本国の在日大使館や領事館に問い合わせてください。（付録区-5）

2. 離婚をしたくないとき

あなたが、日本人の配偶者から望んでいない離婚を迫られている場合、相手が勝手に離婚届に署名して役所に提出されると、離婚が成立することがあります。それを防ぐためには、日本人配偶者の本籍地、または住居地の市区町村役場に離婚届の不受理申請を提出しておくといでしょう。この申請をしておく、あなたが「協議離婚」に心じない限り、調停や裁判手続きなしに一方的に離婚されることはありません。ただしこの制度は、夫婦ともが外国籍の場合は適用されません。

3. 離婚後の在留資格

あなたが、日本人の配偶者としての在留資格で滞在している場合、また、外国人の配偶者として「永住者の配偶者等」や「家族滞在」などの在留資格で滞在している場合、離婚すると14日以内に配偶者に関する届出を出し、出入国在留管理局へ行きます。

「家族滞在」などで在留している人や、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している人が、配偶者としての活動を6か月以上行わないでいると、在留資格の取消しの対象になります。在留資格の変更をしないと、続けて日本に滞在できないことがありますので、各種相談窓口や外国人在留総合インフォメーションセンター（付録区-2）に問い合わせてください。

4. 登録事項の変更

離婚で、名前が変更する場合は、出入国在留管理局に変更届出をします。また住居地を変更する場合は市区町村役場（付録区-1）に届出が必要です。

IV-5 死亡^{しほう}

1. 死亡届^{しほうとどけ}

外国人が、日本の国内で死亡した場合も、日本人と同様、日本の法律によって市区町村役場に届け出なければなりません。死亡の事実を知った日から7日以内に届けることが必要です。日本では死亡の確認は、どんなに明らかな場合でも原則として日本の医師免許を持った医師か監察医しかできません。

医師による死亡確認後、死亡診断書を作成してもらい、この診断書を添えて死亡地又は届出人の住居地の市区町村の担当に提出して下さい。在留カードは死亡してから14日以内に直接出入国在留管理局へ返すか、東京出入国在留管理局*に郵送します。また死亡した人の本国の手続きを行います。国により手続きの方法が異なりますから、在日の大使館や領事館（付録Ⅹ-5）で確認してください。

（*） 返納郵送先 135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

東京出入国在留管理局おだいば分室

2. 埋葬^{まいそう}

人口の密集している大阪府では土葬を認めてくれる墓地はほとんどありません。宗教や習慣上、火葬ではなく、土葬を行う必要がある場合、墓地探しや本国への遗体移送に関しては、領事館等（付録Ⅹ-5）で相談して下さい。